○農林水産省令第　　号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地利用集積等促進計画の作成等） 第十二条　（略） ２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)～(4)　（略） (5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(9)及び(10)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画 (6)・(7)　（略） (8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第四号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権 (9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(10)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画 (10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(10)において同じ。）	（農用地利用集積等促進計画の作成等） 第十二条　（略） ２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)～(4)　（略） (5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(8)及び(9)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画 (6)・(7)　（略） (8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権 (9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(9)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画 (10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(9)において同じ。）

のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。

一～四　（略）

のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一～四　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。